

トマス・モアとエラスムスにおける戦争と平和

鈴木 宜 則

Thomas More and Erasmus on War and Peace

Yoshinori SUZUKI

I. 問題の所在

トマス・モアの『ウートピア』の理解を困難にしている主要なものは、そこに採用されている複雑且つ高度な文学的手法と、書中のモアがその末尾で「不条理」と指摘している、ウートピア人の共有制、宗教、戦争である¹⁾。中でも、その戦争論が、従来誤解を生み出す一大原因であったように思われる²⁾。その理由は、一つには、モアが、他の事柄とは異なり戦争について別の著作の中でほとんど論じていないことにあり、もう一つには、ウートピア人の戦術が持つ問題性にある。前者は、モアの真意の判定を難しくし、後者は、その一見不道徳性、非キリスト教性ゆえに、イデオロギー的に解釈されるかモア自身との距離として処理され、記述に即した木目細かな分析を妨げてきたと考えられる。

しかしながら、最近の研究の幾つかが、この問題をより客観的に取り扱おうとしていることもまた事実である。例えば、G. M. ローガンは、『ウートピア』をエラスムスのキリスト教ヒューマニズムに基づく政治哲学の真面目な作品であり、ウートピア国をモアの理想国家そのものではないが合理的、世俗的な国家の一典型として捉える³⁾。そこでは、モアが古典的ないしキリスト教的世界国家の理論家としてではなく、自国の安全と福祉を優先させる、世俗的な都市国家の理論家として行動していると解釈されている。また、菊池理夫は、弁証法的なアイロニーという観点からウートピア人の戦争論や共有制を解釈し、これらを必ずしもモアの真意とは見ない立場を取り⁴⁾、塚田富治は、モアがキリスト教徒同士の戦争とトルコ人との戦争を区別し、後者の場合を想定した戦術論をそこに見出す⁵⁾。

1) *Utopia*, ed. E. Surtz, S. J. and J. H. Hexter, *The Complete Works of St. Thomas More*, vol. 4 (New Haven, 1965), p. 244. (沢田昭夫訳『ユートピア』, 中公文庫, 1978年, 211頁)

2) 最近約半世紀の欧米におけるモア研究史については、例えば、田村秀夫「トマス・モア研究, 1935-1985 — 問題史的系譜と展望 —」, 『経済論纂』(中央大学) 27巻4号(1986年), 1-42頁参照。

3) G. M. Logan, *The Meaning of More's "Utopia"* (Princeton, 1983), pp. 215-41.

4) 菊池理夫「レトリックとしての政治思想史」, 『思想』754号(1987年4月), 86-8頁, 『ユートピアの政治学 レトリック・トピカ・魔術』(新曜社, 1987年), 147-51頁。

5) 塚田富治『トマス・モアの政治思想 — イギリス・ルネッサンス期政治思想研究序説 —』(木鐸社, 1978年), 191-9頁。

確かに、ウートピア人の戦争論には、外面的には他国民を手段視している点や、アイロニーの要素が見出される。しかし、その個々の構成要素を前後関係や戦争論全体の中でより詳細に検討する時、それは、彼らの見方とは趣を異にする解釈を可能にするように思われる。その際参考になるのが、『ウートピア』の編集と出版を手懸け、少なくとも当時のモアと親密な友人関係にあったエラスムスの政治思想、なかんずくその平和論であり⁶⁾、解明の糸口を与えてくれるのが、ウートピア人の戦争論が主としていかなる戦争のために書かれているかの問いである。

本論文の目的は、第一に、エラスムスの平和論⁷⁾を手掛かりにして、ウートピア人の戦争論とモア自身の思想との関係を明らかにすることであり、第二に、これに依り戦争と平和に関するモアとエラスムスの思想の異同を浮き彫りにすることである。後者は、彼らの政治思想の独自性を検討する場合の一前提となるはずである。

II. ウートピア人の戦争論

ウートピア人は、国内外の平和を重視し⁸⁾、戦争を野獣的なものと見て嫌悪するとともに、通常の見方とは裏腹に、戦争で求められる栄光ほど恥ずべきものはないと考えている。けれども、現実には戦争が絶えない以上、彼らもそのための準備を怠らず、月に1度は午後に軍事教練を行い、男女を問わず全市民がこれに参加する国民皆兵の民兵制を敷いている⁹⁾。戦争の原因は、ウートピア人の思想に賛同するヒュトロダエウスによれば、君主とその側近の支配欲や物欲、狂気、及び常備軍そのものである¹⁰⁾。こうした侵略的な戦争の原因を除去したものが、民兵制という軍制を含むウートピア国の政治・社会制度なのである¹¹⁾。すなわち、そこでは、民意を基礎にした共和的体制を持つ54の都市から派遣された代表者たちが全国的な問題を処理し、政治に学問によって裏付けられた見識と年取った者の経験的知恵とが反映されて、暴政が排除される仕組みになっていると同時に、国内では無貨幣経済が採用されている。

ウートピア国の対外関係の基本方針は、善隣友好である。ウートピア人は、2年分の生活物資の

6) 例えば, Alistair Fox & John Guy, *Reassessing the Henrican Age : Humanism, Politics and Reform 1500-1550* (Oxford, 1986), pp. 37-8 参照。

7) ここでは、『ウートピア』と同じ時期に刊行された『平和の訴え』(1517年), 『戦争はこれを体験しない者にこそ快い』(1515年), 及び『キリスト教君主教育』(1516年)の3作を使用する。

8) *Utopia*, pp. 64, 90, 198, 220, 230, etc. (沢田訳, 64, 84, 175, 190-3, 199頁等) なお, 以下の記述では、『ウートピア』第2巻の「軍事について」の章 (*Ibid.*, pp. 198-218. 沢田訳, 175-87頁) で述べられている事項に関しては, 原則としていちいち引用箇所を示さない。

9) *Ibid.*, pp. 236, 232, 230 (沢田訳, 205, 201, 200頁) も参照。

10) *Ibid.*, pp. 86-8, 88-96, 204, 64. (沢田訳, 82-3, 84-90, 179, 62-3頁)

11) ウートピア国の政治・社会制度を含む『ウートピア』の解釈については, 例えば, 鈴木「『ウートピア』の構造」, 田村秀夫編『トマス・モア研究』(御茶の水書房, 1978年), 129-77頁参照。ただし, 本論文には誤植が少なくない。

備蓄を行った上で、種々の余剰物資の7分の1を輸出地域の貧者に贈与し、残りを廉価で販売する¹²⁾。輸入品は、鉄などの不足物資に加え多量の金銀である。莫大な金銀を保有しているため、彼らは、貿易によって生じた債権の大部分を請求しない。これは、自分たちには無用だが他者にとっては有用なものを後者から取りあげるのは公正でないという、彼らの正義観に基づいている。また、ウートピア人は、貪欲や偏愛、悪意に囚われないので、近隣諸国——その多くを昔彼らが暴政から解放したのであるが——から期限付で執政官として招聘され、これらの国民のために奉仕する¹³⁾。

しかしながら、彼らは、いかなる国民とも同盟を結ばない¹⁴⁾。その理由は、諸君主間の同盟や条約が守られていない実状、並びに同盟が遵守されるとしても、諸民族を敵視し、紛争の原因となる同盟を結ぶこと自体が悪しき行為だとウートピア人が考えていることにある。換言すれば、人間は、自然の共同体の一員として自然の友情を持つものであり、条約や言葉よりも善意と精神によってより強く結合されるのだから、自分たちに危害を加えたことのない人間を敵と見なすような同盟関係に入るべきではない、というわけである。要するに、人為的な国境の壁を自然的な友情が超越するという、ストア的な思想である。

にもかかわらず、彼らは、次の6種類の戦争を認めている。①自国の防衛戦争、②彼らが利益を与えてきた友邦¹⁵⁾の防衛戦争、③圧制下にある民族の解放戦争、④友邦とその国民が被った不法行為が救済されなかった場合に行われる、報復・処罰のための戦争、⑤自国民に重大な危害を加えた他国籍の犯人が引き渡されなかった場合の報復戦争、並びに⑥未利用の耕作可能な土地を潤沢に持つ近隣の大陸の原住民が、人口過剰のためこうした土地の一部に植民地を建設しようとするウートピア人との共生を拒絶し、しかも彼らが設定した境界外への立ち退きに抵抗した場合の戦争¹⁶⁾。

④について友邦を軍事行動という形で援助する場合には、彼らが事前に相談を受け、その主張の正当性を認めること、彼らの要求したものが返還されず彼ら自身の参戦が必要であることという、幾重もの条件が付けられている。これに対して、③は人情によるものであるが、そこにはこうした条件が明記されていない。しかし、圧制かどうかの判定が前提となるから、ここでも、事前の相談と事実の認定が条件になるものと推定される。また、自国民が同じく不法行為によって他国民から財産の侵害を受けた場合、戦争に訴えることはせず、賠償が完了するまでその国との通商を停止するという制裁を加えるに留めるのは、彼らが他国民と異なり共有制を採用しており、損失物も剰余物資であるから、受ける打撃が小さい点にある。

戦争の目的は、平和的には達成できなかった要求事項の実現であり、それが不可能な場合には、その責任者に対して厳しい懲罰を行うことによって、彼らが将来同じようなことを繰り返さないよ

12) *Utopia*, p. 148. (沢田訳, 132-3頁)

13) *Ibid.*, p. 196. (沢田訳, 171頁)

14) *Ibid.*, pp. 196-8. (沢田訳, 171-4頁)

15) *Ibid.*, p. 196. (沢田訳, 171頁)

16) *Ibid.*, p. 136. (沢田訳, 122-3頁)

うにすることである。この目的の早期達成が目指されるが、その際、称賛や名誉の獲得よりも危険の回避が重視され、流血によるよりも戦略と謀略によって勝利を得ることが求められる。というのは、ウートピア人が、いかに貴重なものであっても、これを余りにも大きな犠牲を払って高価に買うのは無分別だと考えるからである。つまり、体力で戦うのは野獣であり、その大部分が筋力と獐猛さにおいて人間に優るのに対し、彼らが人間に劣るのは才能と精神であるから、人間らしく戦うということは、知性の力を駆使することだというわけである。

ウートピア人が用いる手段は7種類あり、これらが、宣戦布告後目的が達成されるまで順次使われる。①敵国民の買収¹⁷⁾。彼らは、ウートピア国に対する敵対行為に責任のある君主らの首に多額の懸賞を掛け、敵国内の要所要所にこの旨を掲示する。君主に比してその他の重要人物の賞金は少額であり、また、生け捕りにした者には殺害した場合の倍額が支払われる。更には、指名人物自身にも働きかけ、同額の褒賞に加えて特赦を与える。なお、裏切り者の危険の大きさを考慮に入れて、莫大な金だけでなく、友邦の領土の中にある安全で収益の多い土地も彼らに与える約束をし、これを忠実に守る。こうしたやり方は、余所では墮落した残酷な行為だとして非難されるが、第一に、流血なしに危険な戦争を終結させるのだから賢明な行為であり、第二に、少数の犯罪者を犠牲にすることによって、戦っていれば失われていたであろう両陣営の無辜の人々の生命を救うのだから、人道的で慈悲深い行為である、と彼らは考えているのである。

②敵国の君主の兄弟か貴族のだれか一人が王権獲得の望みを抱くように、敵国内に分裂の種を蒔くこと。内部抗争が収まれば、③敵国の隣接民族を唆し、廃れた古い権利を掘り出して争わせること。④他国民の傭兵。自国民の価値を極めて高く評価し、だれであれその一人を敵国の君主と交換しようとは思わないウートピア人は、戦時に備えて貯蔵している金銀を惜し気もなく注ぎ込む¹⁸⁾。あらゆる所から雇い兵が募られるが、特にザポーレート人が採用される。彼らは、忍耐強く、野蛮且つ狂暴で、戦争のために生まれてきたような民族であり、雇い主のために勇敢且つ忠実に戦うが、条件次第で日々党派を変え、命懸けで手に入れた報酬をすぐに浪費してしまうような民族である。

ウートピア人が傭兵を使い、彼らを危地に陥れて憚らないのは、善人を善用し、悪人は悪用するという彼らの人間観に基づいており、彼らは、ザポーレート人が何人死のうが全く意に介さず、むしろこうした邪悪な人間を世界から取り除くことができれば、人類に対する最大の功労者になるだろうと考えているからである。

⑤ウートピア人がそのために戦っている紛争当時国の軍隊。⑥他の友邦の補助軍。最後に、⑦自国の義勇軍。その指揮官は志願兵の中から選ばれ、彼の下に二人の代理が置かれる。指揮官代理は、指揮官が健在な間は無冠であり、指揮官に事故があればその一人が後を継ぎ、彼にも同様なことが起こればもう一人がその後継者となる。これは、戦運の不確実性を考えて、全軍が混乱するのを予

17) *Utopia*, pp. 148-50 (沢田訳, 133頁) も参照。

18) *Ibid.*, p. 148 (沢田訳, 133頁) も参照。

防するための措置である。ウートピア国では、何人も自分の意志に反して海外に戦争のために派遣されることはない。生来臆病な者は戦力にならず、他の兵士の戦意を殺ぎさえすると彼らが考えるからである。しかし、自国の防衛戦争の場合は別である。その時には、体さえ適していれば彼らも他のより勇気のある兵士とともに上船させられるか、脱走できない城壁の上に配置されて戦闘に従事させられる。

夫に従って妻が軍務につくことは禁じられておらず、むしろ奨励される。妻たちは、それぞれの夫と同じ隊列に配属され、各兵士の回りにその子供や他の親族が配置される。これは、互いに助け合うべく自然によって定められている人々の便宜を計るためである。家族を失って帰郷することは最大の恥辱とされているので、敵の抵抗次第では戦闘が長く悲惨なものになる。彼らは、緒戦から猛攻を加えず、次第に攻撃を増す戦法を採り、死を恐れず頑強に戦う。子孫の将来について心配のないことが、彼らの戦意を高め敗北を卑しめており、また、教育と良い社会制度が培った正しい考えが、その勇気を強めている。全戦に亘って戦闘が最高潮に達すると、青年の精鋭が敵の指揮官を求めて、長い、常に新たに組織される楔状の戦列を組んで交替制で次次に攻撃を続け、彼の殺害ないし捕獲を計る。これは、ヒレスの手に成る本文中の見出しにもあるように、戦争をより早く終結させるためであろう。

ウートピア人は、勝利を取っても決して虐殺を行わず、敗走兵は捕虜にする。形勢が逆転したこれまでの経験に基づき、敵を追撃する場合には必ず戦闘態勢を整えた一部隊を温存しておく。伏兵を置く巧みさとともにこれを避ける用心深さを兼ね備え、臨機応変で整然とした行軍を行い、城塞も、全軍の兵士の手により合目的且つ迅速に築くことができる。甲冑は頑丈だが行動に支障のないものを身に着け、武器としては、遠距離戦の場合飛矢を、白兵戦では鋭利で重い斧が用いられる。彼らは新兵器の発明が巧みで、その際、移動が容易であることと機動性があることが目指されるが、事前に敵側に知れて無用になるのを避けるために、細心の注意を払ってそれを秘匿しておく。なお、各都市13人以内の司祭のうち7人が従軍し¹⁹⁾、戦場の近くで何よりもまず平和を、次に自国の勝利を、それも両軍にとって犠牲の少ない勝利を祈るばかりでなく、無益な殺戮を回避するために両軍の間に割って入ることもあるので、周囲の全ての民族の間で彼らは尊敬されている²⁰⁾。

一旦敵国と停戦協定が結ばれると、彼らはこれを極めて忠実に守り、挑発されても破らない。敵の領地や穀物を荒らさず、間者でない限り非戦闘員に危害を加えることもない。ただし、降伏を妨害した者は殺害し、他の防衛員を奴隷にする。降伏を勧めた者がいれば彼らに戦争犯罪者の没収財産の一部を贈与し、残りは他国の援兵に与える。彼らは、戦費をそのために支出した友邦にではなく、戦争に責任のある敗者に対して請求する。その一部は現金、一部は土地で請求し、派遣された財務官の管理により後者は少なからぬ年収をもたらす。その一部は敗戦国民に貸し付けられ、自分

19) *Utopia*, p. 226. (沢田訳, 197頁)

20) *Ibid.*, p. 230. (沢田訳, 199-200頁)

たちに必要になっても彼らが貸付金全額の返済を求めることは滅多にない。

他国民が自国内に武力侵攻する気配を見せれば、極力国内での戦争を避け、直ちに大軍によって国境外でこれを迎撃する。ウートプス王によって人工的に島国にされたウートピア国の近海は、浅瀬や岩礁の存在で航行は危険であり、その水先案内人や海岸の標識の指示なくして安全に入港することができない。海岸の要所要所に防備も施され、守備隊が常駐して警戒に当たっている²¹⁾。

III. エラスムスの平和論

エラスムスによれば、人間のあらゆる営為の中で是非とも避けなければならないことは戦争であり、これとは逆に、何としてでも実現しなければならないことは平和である。なぜならば、戦争が戦場の兵士にとって凄惨であり、銃後の人々に対して物的、肉体的、精神的犠牲を強い、社会全体に道徳的、法的荒廃をもたらすだけでなく、戦争には、拡大し連鎖反応を起こす傾向がある²²⁾からである。これに対して、平和こそが、自然の美しさや生活の安全、愉楽、清らかなもの、神聖なものの前提条件、つまり、一切の善きものの源泉であり、保持者である²³⁾からである。要するに、戦争ほど非人間的なものは存在せず、平和ほど人間的なものはない、とエラスムスは考えるのである。

けれども、同じキリスト教を信仰している君主同士が引きも切らず戦争を行い、平和を訴えるべき司祭が従軍し、司教が野戦の指揮官になっている²⁴⁾のが現実である。その理由はと言えば、エラスムスにとって全く取るに足りないことである。あるいは、古い廃れた権利や条約に規定されていないこと、私的なもめごとが開戦の理由とされ、あるいは、権勢を安定させるものが民衆の不和であるとの立場から戦争が始められ、はたまた、国家の繁栄が攻撃を受ける理由になるといった具合である²⁵⁾。

しかし、君主一人で戦争ができるわけがない。エラスムスによれば、国家の戦争指向性には人間生活全般に亘る広範な社会的基盤がある。エラスムスは、次の7例を挙げている²⁶⁾。①官庁や元老院、裁判所、神殿に見られる争論。②同じ法制下にある都市住民間の不和。③宮廷内の分裂。④学者間の対立。⑤宗教界の分裂。⑥一心同体であるはずの夫婦間の不和。最後に、⑦個人の精神内部における理性と感情、並びに諸感情間の葛藤。こうした葛藤は、エラスムスによれば、物欲や情欲、

21) *Utopia*, p. 110. (沢田訳, 104頁)

22) *Dulce bellum inexpertis*, in *Opera omnia Desiderii Erasmi Roterodami*, ed. J. Clericus, vol. 2 (Leiden, 1703-1706; repr., Hildesheim, 1961-1962), p. 953A-E. (月村辰雄訳『戦争は体験しない者にこそ快し』, 二宮敬『エラスムス』, 人類の知的遺産 23 <講談社, 1984年> 所収, 296-8頁) 以下, *Dulce* として引用。

23) *Querela pacis*, ed. O. Herding, in *Opera omnia Desiderii Erasmi Roterodami*, IV-2 (Amsterdam, 1977), pp. 61-2. (箕輪三郎訳『平和の訴え』 <岩波文庫, 1961年>, 16頁) 以下, *Querela*。

24) *Ibid.*, pp. 83-4. (箕輪訳, 60-1頁)

25) *Ibid.*, pp. 78-80. (箕輪訳, 51-3頁)

26) *Ibid.*, pp. 65-8. (箕輪訳, 25-32頁)

野望、貪欲などによって引き起こされ²⁷⁾、なかんずく邪な貪欲が騒乱の源である²⁸⁾。ここに「権勢と栄誉と富と報復のために争っているところには、平和を確立できない²⁹⁾、というエラスムスの認識が生まれる。したがって、エラスムスにとって戦争とは、政治社会間の武装集団による戦闘行為であるだけでなく、人間の社会生活の様々な側面に生じる不和一般を意味していたのである。エラスムスは言う。「戦争とは、世の中に広く蔓延する不和そのもの」であり、「平和とは、多くの人々の相互の友愛」にほかならない³⁰⁾、と。

しかしながら、エラスムスが最も重視したのが国家間に発生する狭義の戦争であったことは言うまでもない。そこで注目されたのが、政策決定機関であった宮廷である。エラスムスによれば、宮廷では、「あらゆることがあからさまな派閥や、人目を避けた陰謀や嫉妬によって分裂しています。……一切の戦争の源泉と温床はここにある³¹⁾。そして、宮廷の中心人物である君主を戦争へと駆り立てるものが、憤怒や野望、愚昧、情欲、貪欲、及び狂暴性である³²⁾。しかも、戦争は国王が専制君主と化する機会でもある、とエラスムスは見ていた³³⁾。というのは、平時には高等法院や執政官が君主の恣意を抑制するが、戦時になれば国事の決定が極く少数の者によって行われるからである。

このように頻発する非道な戦争も、人間の歴史の最初からあったわけではない、とエラスムスは考える。エラスムスによれば、戦争は、以下のような過程を経て人類史に登場したものである³⁴⁾。まず、野獣との戦いがあった。人間は、初めは自衛のために野獣を殺していたが、次第に毛皮を求めて野獣狩りに行く（殺人の第一歩）ようになり、更には、無害な小型の動物まで殺し、人間以外のあらゆる動物が屠殺の対象とされるに至った。

次に、人間同士の戦いが始まった。人々は、腕力によって戦ったので、度重なる獣殺しの経験から人間も容易に殺害できると心得るに至った。初め争いは個人間に留まり、用いられた道具も拳や棒、石程度であった。それが次第に集団的な争いへと移行し、やがて様々な武器(槍など)、甲冑が考案されて、人々は至る所で戦うようになった。この段階に、危険を冒して敵の攻撃から家族や財産を守る者に勇敢という名誉が与えられるようになった。更に、文明の進歩が戦闘技術を高めるとともに、都市間、国家間の戦争が登場した。しかし、そこでは未だ奸計は用いられず、名誉を目的にして戦われた。また、無用な流血は回避され、異邦人との戦争に限られていた。その後支配権が

27) *Querela*, p. 68. (箕輪訳, 32頁)

28) *Ibid.*, p. 86. (箕輪訳, 68頁)

29) *Ibid.*, p. 74. (箕輪訳, 41頁)

30) *Dulce*, p. 957D. (月村訳, 310頁)

31) *Querela*, p. 66. (箕輪訳, 26頁)

32) *Ibid.*, p. 86 (箕輪訳, 65頁); *Institutio principis Christiani*, ed. O. Herding, in *Opera omnia Erasmi*, IV -1 (Amsterdam, 1974), p. 216 (*The Education of a Christian Prince*, tr. L. K. Born (New York, 1936; repr., 1965), p. 252). 以下, *Institutio (Education)*。

33) *Dulce*, p. 968E. (月村訳, 344頁)

34) *Ibid.*, pp. 955A-956E. (月村訳, 303-8頁)

出現し、戦争が支配権や財産を獲得するために行われるに至る。こうして、殺戮と略奪を事とする戦争が日常化し、大砲という「地獄の兵器」すら発明されるに至った³⁵⁾。

しかも、エラスムスによれば、習慣の力や生活上の便宜が屠殺の過程を推進し、人間の残虐性や怒り、野心を増大させたのも習慣であり、更に、天性の知性が武具や戦術の発達を促したのである。

ところで、本来反戦的である筈のキリスト教徒が、なぜ戦争の悪習に染まってしまったのであろうか。エラスムスによれば、他の諸悪徳同様、戦争も軽率な人々を通じて徐徐に入り込んだのであり、具体的には、学問と雄弁、アリストテレスの諸学説、並びにローマ法の受容によってである³⁶⁾。すなわち、学問は、初め敬虔な気持ちからキリスト教への改宗以前に修得していた者たちがその知識を用いていたのであるが、次第に異教徒を論破するための道具として広まり、雄弁も、異端を説得するという口実のもとに論争趣味を生み出して教会に悪の種を蒔くに至り、ついには、肉体と私有財産制を重視するアリストテレスの学説が受け入れられた。更に、カエサル法によって福音書の教説を人々は改ざんし、あるいは、一定の利子の取得を認め、あるいは、正当なものでありさえすれば戦争を称え、君命の正当性を認めるようになってしまったというのである。

にもかかわらず、戦争を追求する者が少数であり、大多数の一般民衆が平和を希求していることにエラスムスは気づいていた³⁷⁾。そこでエラスムスは、戦争の具体的な予防策として次の10点を提案する³⁸⁾。①諸君主による領土の画定とその不変更。②君主の子孫の権限が及ぶ範囲をその領土内に限定するとともに、他国民と結婚する者には王位継承権を認めないこと。③王位が最近親者か人民投票によって選ばれた者によって継承され、他の王子たちは貴族として遇すること。④君主は、長期に亘る旅行をしないこと。⑤戦争の検討は、未経験の若者や、社会の混乱や民衆の不幸によって利益を得る者の意見によってではなく、偏見から解放され、慎重で確かな祖国愛を持つ年取った者の意見に基づいてなされること。⑥戦争の芽は直ちに摘み取り、全国民の承認が得られなければこれを企ててはならないこと。⑦場合によっては「平和を買う」こと。⑧優れた学者や高位の聖職者、執政官による仲裁によって紛争を解決すること³⁹⁾。⑨知力と決断によって戦争を回避し、和合を回復する人々と、軍備の縮小、廃止のために尽力する人々に対して最大の名誉を与えること。最後に、⑩戦争を制度的に防止するためにも、一種の混合政体ないし制限君主制を採用すること⁴⁰⁾。

以上の諸点に加えて戦争防止のためにエラスムスが試みたことは、キリスト教徒、取り分けその社会の指導層に対して、戦争の非人間性、非キリスト教性と平和の人道性、キリスト教性を訴えて彼らを平和へと説得することであった。これは、次のような五つの点から成る。①獣類との比較。

35) *Querela*, p. 96. (箕輪訳, 90頁)

36) *Dulce*, pp. 960F-961C. (月村訳, 320-1頁)

37) *Querela*, p. 99. (箕輪訳, 96頁)

38) ⑧と⑩を除き, *Ibid.*, pp. 87-90. (箕輪訳, 70-4頁)

39) *Querela*, p. 86 (箕輪訳, 66-7頁); *Institutio*, p. 216 (*Education*, pp. 252-3).

40) *Institutio*, pp. 162-3. (*Education*, pp. 173-4)

人間同士が武器を手にして集団で戦うことは、獣が生存のために自分の身体だけで戦い、同種間で争う場合、一対一で戦い致命傷を与えないのだから、獣にも劣る行為である⁴¹⁾。②異教徒との比較。エラスムスによれば、異教徒は、名誉や信仰のために戦い、血腥い武器や戦術を用いなかっただけでなく、武力の行使そのものをできる限り控え、戦争における約束事を守り、モーセの律法やローマ人が聖職者の流血への関与を禁じた点においてキリスト教徒に優っている⁴²⁾。③戦争が人間にもたらす物的、経済的、精神的、道徳的、政治的、文化的損失。これらの諸側面の中でエラスムスが強調しているのは、戦争の反社会性や不経済性であるように見える⁴³⁾。結論としてエラスムスは断言する。「戦争に要する10分の1の面倒と苦痛と恐怖と危険と流血とで、たやすく平和は達成されてしまう」⁴⁴⁾、と。

④社会の指導層に各自の役割と責務とを自覚させること。④人間社会の運命が主としてその意志に懸かっている君主⁴⁵⁾は、君主と国家との関係は父親と家族とのそれであり、私欲を抑えて人民の幸福と諸都市の恒久平和、繁栄を計ることがその使命であり、最良の人民、完全に自由な人間を支配することこそが君主を偉大、高貴にするものであることを胆に銘ずるべきである⁴⁶⁾。⑤貴族や執政官も、君主と同様な心構えを持たなければならない。すなわち、彼らも、万事を国民全体の福祉を基準にして考えるべきであること⁴⁷⁾。⑥教会の要職に就いている者が、本来の義務を果たす必要がある。つまり、聖職者や神学者は、キリスト教徒に相応しい言動を守り、中でも聖職者は、戦争に反対して平和を説き、戦争になっても協力したり、これを推進するような行事への参加を慎まなければならない⁴⁸⁾。無論、キリスト教徒全員に、力を合わせて戦争と専制的な権力に反対し、万人の幸福のために尽力することが求められている⁴⁹⁾。

最後に、⑤人々に人間の本性を見直させること⁵⁰⁾。エラスムスは、それを次の5面において捉える。②人間の外見の特徴を考えると、自然ないし神が被造物のうち人間だけを弱く無防備な姿に造り、生後かなり長期間他者の庇護を必要とし、柔和な表情や笑い、涙を与えたのは、相互に友愛と善行を交し合うためであること。③自然は、人間に対してだけ善意を育み、暴力に訴える必要のないように言語と理性、孤独を嫌い仲間を求める性向を与えていること。④知識欲と学問愛を自然は

41) *Dulce*, pp. 953F-954D. (月村訳, 299-301頁)

42) *Querela*, pp. 78, 96, 82 (箕輪訳, 50-1, 90, 57-9頁); *Dulce*, pp. 961F-962C, 956E-957A (月村訳, 323-4, 308-9頁).

43) *Dulce*, p. 969C. (月村訳, 345-6頁); *Querela*, p. 94 (箕輪訳, 86頁).

44) *Dulce*, p. 959C. (月村訳, 315頁) *Institutio*, p. 217 (*Education*, p. 254); *Querela*, p. 94 (月村訳, 86-7頁) も同旨。

45) *Querela*, p. 98. (箕輪訳, 94頁)

46) *Ibid.*, p. 86. (箕輪訳, 68-9頁)

47) *Ibid.*, p. 86. (箕輪訳, 69頁)

48) *Ibid.*, pp. 90, 82. (箕輪訳, 74, 57-8頁)

49) *Ibid.*, p. 98. (箕輪訳, 95頁)

50) *Dulce*, pp. 951F-953A (月村訳, 293-6頁); *Querela*, pp. 63-4 (箕輪訳, 20-1頁).

人間に植えつけ、それが人間を獣的な行為から解放し、友愛に満ちた関係を築くのに特に寄与していること。④自然が、人間に種々の優れた肉体的、精神的資質を恵与したこと。⑤神は、人間に対し無償で他者のために役立つことを喜びと感じる心性を付与したこと。

しかしながら、エラスムスは、一切の戦争を否認する絶対的平和主義者ではない。キリスト教徒には人間間の戦争が認められず、懲悪の戦いだけが行われるはずだったと見るエラスムスも、自国とキリスト教社会の防衛戦争を止むを得ないものとして容認する⁵¹⁾。ただし、侵略者を撃退する方法についても、エラスムスは条件を付けている。例えば、トルコ人が攻撃を仕掛けて来た場合、キリスト教の精神に従い、彼らを収奪するためではなく、救済するために戦っているということが彼らにわかるように戦うことが求められているのである⁵²⁾。また、戦争が不可避となった場合でも、平和を守るためのあらゆる手段を使い果たした後でこれに訴え、しかも、その災厄は邪悪な人間が担い、無辜の民衆の被害を最小限に留めるようエラスムスは求めている⁵³⁾。ここで「邪悪な人間」とは、兇悪犯や剣士、傭兵、海賊などの平時においては無用且つ有害な人々であるように思われる⁵⁴⁾。更に、戦没者を優遇せず、普通の墓地に彼らを埋葬すべきである、と主張されている⁵⁵⁾。

IV. 二つの戦争論・平和論の異同とモアの立場

以上のようなウートピア人の戦争論とエラスムスの平和論とを比較する時、両者には、幾つかの相違点とともに多くの類似点があることに気付く。類似点は、例えば次の諸点である。①戦争を野獣的なものとして嫌悪し、戦争を回避するための平和外交と軍縮を重視していること。②平和を対外的な戦争のない状態に限定せず、国内における和合をも含めて広く考えていること。③宗教戦争の否認。④現実の国際政治においてありとあらゆる権謀術数が駆使され、キリスト教的な道徳が実現していないという現実認識と、政治の世界では、行為の動機よりもむしろ結果の方が重要だという見方。⑤神学的な戦争理解から離れ、戦争の口実として表面的には血縁関係に基づく他国の相続権や相手国の不法行為が持ち出されるが、実際は君主とその側近の支配欲や物欲、狂気にその原因があるという認識。⑥人間生活における習慣を重視し、戦争で行われる殺人につながる屠殺が、人間の邪な習慣によって形成されたという認識⁵⁶⁾。⑦中世的な騎士道と暴力礼讃の否定。⑧戦争を最後の手段として考え、これを極力避けるために種々の予防策を提案していること。例えば、領土の

51) *Querela*, pp. 78, 90. (箕輪訳, 50, 75頁)

52) *Dulce*, p. 968B-C. (月村訳, 342-3頁)

53) *Ibid.*, p. 969E. (月村訳, 346-7頁)

54) *Querela*, pp. 93-4. (箕輪訳, 83-4, 87頁)

55) *Ibid.*, p. 90. (箕輪訳, 74-5頁)

56) エラスムスと同様に、ウートピア人も習慣の力を重視し、国内外の犯罪者がその大部分を占める「奴隷」を屠殺に専従させ、一般市民にはこれを行わせない。というのは、屠殺に慣れれば、最も人間的な感情である慈悲心が徐々に死滅する、と彼らが考えるからである (*Utopia*, p. 138. 沢田訳124-5頁)。

拡張や2国の統治をしないこと⁵⁷⁾、戦争に関する権限を有する為政者の選出手続が決まっており、経験豊かで確かな判断力を持つ年取った者の意見が戦争の検討に生かされること、並びに、場合によっては戦争を金銭的な決着によって回避すること。⑨民衆の幸福と平和の実現に尽力する、父親的な君主・為政者像、及び戦争回避のために努力する人々の重視。⑩各人が社会の中で本来の役割を果たすこと、特に、為政者や聖職者などの社会の指導的な人々がその任務を全うし、司祭は、戦争による犠牲を少なくするために我が身の危険を顧みず尽力すべきであること。⑪平和維持手段としての同盟に対する疑念。⑫戦争を制度的に防止するために、政策決定過程を多元化すること——一種の共和制的ないし混合政体的な政治体制の提唱。⑬強制されるのではなく、自分の意志による参戦の主張。⑭大砲などの大量殺傷兵器の否認⁵⁸⁾。⑮戦争になった場合、邪悪な人間がその災厄を引き受け、無辜の民衆の犠牲は最小限に留められねばならないこと。

これに対して、両者の相違点は、例えば以下の諸点である。①ウートピア人が他国民のための戦争を含む6種類の戦争を是認するのに対して、エラスムスは、正戦の観念そのものを否定し、ほかに手段が存在しない場合の万止むを得ない戦争——自衛戦争だけが明示されている——を容認しているに過ぎないこと。②エラスムスは、可及的に破壊や流血を回避するよう訴えることに力点を置き、場合によっては平和を買う必要があると説き、その実例としてフランス王フランソワ一世に言及している⁵⁹⁾だけに留まり、ウートピア人のように、具体的な戦術や講和についての見解を示していないこと。③エラスムスが、いかに犠牲を少なくするためとは言え、ウートピア人のように敵国民を買収したり、敵国内や近隣諸国との間に紛争の原因を作るという一種の権謀術数や、友邦の補助軍の投入までは主張せず、異教徒の侵略者を撃退する場合でも、その救済のために戦っていることが彼らに理解できるような戦闘方法すら提唱していること。④ウートピア人が採用している国民皆兵や、当時しばしば禁じられ奨励されることのなかった妻の従軍⁶⁰⁾という考えをエラスムスは持たないこと。⑤エラスムスが仲裁による戦争の回避を主張するのに対して、ウートピア人は、国際紛争解決の手段としてこの方式を採用していないこと。最後に、⑥エラスムスが、『ウートピア』には述べられていない戦争起原論を示し、更に、戦争の人間生活全体に与える不経済性を強調していること。

これらの両者の相違点は、次のように説明できるように思われる。第一に、『ウートピア』が、当時のヨーロッパ社会の主として政治的側面を批判すると同時に、その改革の手掛かりとしてウートピア国の実情を紹介するための書物であったという同書の性格が、例えばエラスムスにある戦争起原論がそこにはない主たる理由であろう。第二に、エラスムスが具体的な戦術論を示さなかったのは、

57) *Utopia*, pp. 88-90 (沢田訳, 84-5頁) 参照。

58) ウートピア人がキリスト教の長い伝統を持たない民族として描かれている点にも、留意しなければならないが。

59) *Querela*, p. 98. (箕輪訳, 96頁)

60) J. R. Hale, *War and Society in Renaissance Europe, 1450-1620* (Leicester, 1985), p. 161.

後の平和論の目的が何よりも反戦論であり、しかも、一つの国を軸にして平和を問題にしなかったからであろう。

第三に、ウートピア人の戦術論がいかなる戦争のために書かれているかが問題である。宣戦布告後ウートピア人が5番目に採用する戦術は、「彼らがそのために武器をとって戦ってやる人たちの軍隊」⁶¹⁾であり、「戦争が終わったという場合、彼らはその戦費の請求を、彼らがそのために出費してやった友邦に対してではなく敗者に対して行ないます」⁶²⁾。これらの記述から推定できるのは、ウートピア人の戦術論が主として友邦を援助する場合、特に友邦に対する他国の不法行為を想定して書かれているのではないか⁶³⁾、ということである。敵国を裏切った者に友邦内の土地を与える行為は、この文脈において初めて理解できる。それゆえ、だれよりも自国民を大切にするウートピア人は、最後の手段としてしか自国軍を友邦のために投入しないのであろう。これは、その植民地建設と原住民との関係にも現れているように、自らを知的、道徳的に優越していると見、高度な文化を自負し、その判断を正しいものと見なすウートピア人のエリート意識ないし独善性に基づくものと解される。しかし、自衛戦争の場合は、それへの対応が具体的に述べられているように、直ちに自国民が防衛に当たるものと思われる。したがって、全ての戦争に同じ戦術が順次用いられるわけではないであろう。

敵国民の買収は、その説明から明らかなように、人命の損失を最小限に抑えるための合理的な計算によるものである。また、敵国の内部分裂を計るのは、支援する人物が王位に即けば要求事項を受け入れるという約束をしているか、その国力を弱めることによって目的の達成を容易にする⁶⁴⁾ためであろう。敵国の隣接諸民族を指唆して争わせるのも、同様な意図から出たものと推測される。これらの2点に関する記述が簡単なので、両陣営の本格的な武力衝突まで想定しているかどうかは不明であるが、もしそうだとすれば、敵国民の買収を採用する趣旨とこれらの手段は矛盾することになる。しかも、これらの次に、邪悪な傭兵による、敵国との戦争が初めて登場することに照らして、問題の二手段は、少なくとも大規模な軍事行動まで含んでいないように思われる⁶⁵⁾。そうでなければ、利用されるのは悪性の民族ということになる。

また、傭兵の次に、援助を受けている友邦自身の軍隊が投入されるのは自然であるが、その次に他の友邦の補助軍が用いられる点が問題となる。これも、ウートピア人のエリート意識の現れと解されるが、彼らが友邦を軍事的に援助する場合の手續と両者が同盟関係にないことに照らして、友邦がウートピア国から種々の恩恵を受けているとしても、ウートピア国によって援軍の派遣を強制

61) *Utopia*, p. 208. (沢田訳, 182頁)

62) *Ibid.*, p. 214. (沢田訳, 186頁)

63) 鈴木「『ユートピア』の構造」, 54頁。近隣諸国の解放が昔であったこと、並びに、金銭問題に端を発したネフェロゲト人とアラオポリト人の戦争が、戦術論の直前に説明されていることにも注意。

64) *Utopia*, pp. 218-20, 88-90 (沢田訳, 191, 84頁) 参照。

65) Logan, *Meaning of "Utopia"*, pp. 236-41 と比較せよ。

されるものではなく、当該友邦の好意によるものと解釈される。なお、これに限らず自分の軍隊の投入以外の手段は、援助を受ける友邦がウートピア人の諸戦術を採用するかどうかの問題も含めて、全て相手次第であることにも留意したい。

第四に、ウートピア人がエラスムスの提唱する仲裁を採用していないのは、ウートピア国がこれが位置する世界の諸国の中で最も優れた国であり、その判断がどこの国のそれよりも正当なものと考えられていること、更には、一度その強力さを知った国々がウートピア国とは敵対せず、その要求に従うか、初めから同国やこれを背後に持つその友邦諸国に対して不正な行為に及ばなくなることが期待されているからであろう。なお、戦闘中無用な流血を避けるために、ウートピア人の司祭によって戦場における一種の仲裁が行われている。第五に、国民皆兵の民兵制は、ウートピア人の徹底した合理主義によるものであり、エラスムスの反正戦論や異教徒に対する温情は、彼の理想主義と自己をより相対化できる寛容な精神に基づくものと解される。

最後に、ウートピア国の国是が、何よりも戦争の回避であり、次に、国際社会に放置できない程度の不正が生じた場合に限り、要求事項を実現することによってその不正な状態を匡正すること、これが不可能なら、その責任者を厳罰に処することにより同じ不正の再発を予防することにある、ということを改めて銘記したい。ネフェロゲト人とアラオポリト人の戦争の記述は、その例示であろう。

V. 結 論

以上のように、ウートピア人の戦争論とエラスムスの平和論には多くの共通点があり、両者の記述上の相違点の少なからずが、それぞれの作品の性格や強調点の違いによるところが大きいように思われる⁶⁶⁾。そして、明らかに異なる数点が、両者の個性からくるものであろう。したがって、『ウートピア』に見られる戦争論は、基本的にトマス・モア自身の思想と解して差し支えないと判断される。

ウートピア国内部の相対的理想性——これは、犯罪や社会的強制の存在を否定しない程度のものであるのだが——と対外関係における相対的現実性の矛盾は、主として、現実に存在している攻撃的な諸国家のただ中に理想的な一国家が登場したことに由来するように思われる。この国の為すべきことは、第一に、自己保存であり、次に、他の諸国の改革への援助であり、更に、より望ましい状態にある友好国に対して不正を働く国々の懲罰とその無害化だったのである。ただ問題なのは、自らを裁判官として位置づける、ウートピア人のエリート意識ないし独善性であろう。そして、これは、モアの個性の一側面でもあったのである。 (1987年10月14日 受理)

66) モアとエラスムスが時を同じくして政治論を刊行したことは、一定の役割分担を両者が意識していたことを想像させる。